八代市監査委員公告第　３　号

地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成２８年　３　月　３１　日

八代市監査委員　　江　﨑　　眞　通
八代市監査委員　　藤　﨑　　智
八代市監査委員　　上　村　　哲　三

定期監査結果に対する
措置状況報告書

（平成 28 年 3 月）

八代市監査委員

八市農政鏡第 344　号
平成 28 年 3 月 1 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課　か　い　名　　農林水産政策課（鏡農林水産地域事務所）
監査対象年度　　平成２５年度
監査実施期間　　平成２６年４月２１日　～　平成２６年５月１５日

指摘事項	鏡さわやか農園の貸付について、申請書ではなく電話により受け付けているもの、貸付限度期間を越えて貸し出してあるものなど、八代市鏡さわやか農園貸付要綱に基づいた取り扱いがなされていないものが散見された。 要綱に基づき、適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	申請受付については、平成26年度以降は貸付承認申請書の受付のみでの対応としています。 貸付期間については、平成27年8月中旬に農林水産部長等との協議を行いました。要綱第 4 条で 5 年を限度と定められていることから、5 年を超える借受希望者については継続期間を 5 年とし、貸付期間 6 年目の契約の際に新規契約として取り扱う運用変更で対応する旨決定致しました。なお、この取り扱いは千丁ふれあい農園での運用と同様の取扱です。

八市建住第７８９号
平成２８年３月３０日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課　か　い　名　　建築住宅課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年　６月　８日　～　平成２７年　７月　３日

指摘事項	市営住宅敷地への年度途中の電柱設置許可に関し、年額占用料が徴してあった。 年度途中における占用料の積算は、行政財産使用条例に基づき日割計算となる。 過徴収分について相手方へ返金を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった市営住宅敷地への年度途中の電柱設置許可に関する使用料については、平成２７年９月に還付の手続きを行い、１０月に相手方口座に振込済みです。 今後、年度の途中で新規申請のあったものについては、行政財産使用条例に基づき日割計算し、相手方へ通知いたします。

八市建政第１０５８号
平成２８年３月２８日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課　か　い　名　　建設政策課（鏡建設地域事務所）
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年　９月２４日　～　平成２７年１０月２０日

指摘事項	建設政策課（鏡建設地域事務所）における物品購入の随意契約事務について、見積額が同額だった2者のうち、納入時期が早い方を相手方として選定されていた。 納入時期は、見積書徴収の条件として提示しておくべきであり、相手方選定の理由とはならない。 また、地方自治法施行令第167条の9に基づき、「随意契約の手引き」において「同額で最低価格の者が2者以上の場合は、くじにより相手方を決定する」とされている。 「随意契約の手引き」等に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	随意契約の事務の理解が不足していたため、物品購入の随意契約事務において、見積額が同額だった2者のうち、納入時期が早い方を相手方として選定してしまいました。 以後、このような場合には、必要に応じて契約検査課に相談し、「随意契約の手引き」等に基づき適正な契約事務を行います。

八市建政第１０５８号
平成２８年３月２８日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課　か　い　名　　建設政策課（千丁建設地域事務所）
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年　９月２４日　～　平成２７年１０月２０日

指摘事項	建設政策課（千丁建設地域事務所）における市道道路改良工事に伴う電柱移転補償費について、九州電力と締結した「道路の占用物件等の移転に要する費用負担の運用申合せ書」に基づき、市（道路管理者）の100％負担で補償契約を結び支出されていた。 これは、同社へ市道敷として道路占用替えの届出を行っていなかったため、費用負担区分の移転形態が「民有地から民有地」と判断されたものであるが、同社への届出が適切な時期に行われていれば、移転形態が「市道敷から民有地」という判断で、市（道路管理者）の50％負担で補償契約を結ぶことができたものである。 今後、このような事例が発生した場合には、適時適切な事務処理を行うよう事務に留意し、所属職員への周知・指導を行っていただきたい。
改善内容	今後は、用地取得後、占用企業者へ速やかに市有地となった旨の届出を行うこととし、適切な事務の遂行に努めて参ります。 また、適切な事務処理を行うよう所属職員に周知します。

八市市活第 857 号
平成 28 年 3 月 29 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課　か　い　名　　市民活動政策課
監査対象年度　　平成 26 年度
監査実施期間　　平成 27 年 10 月 22 日　～　平成 27 年 11 月 13 日

指摘事項	①　八代市営駐車場条例の改正により、平成26年度から市営新八代駅東口駐車場料金の一部が変更となったが、料金徴収機器のプログラム変更が行われておらず、条例で定めた料金の徴収が行われていなかった。 駐車料金は、条例に基づき徴収すべきものであり、料金等改定の際には、機器改修の対応や利用者への周知を行わなければならない。 料金等の改定を行う際には、それに伴う影響を十分に把握し、事前に対応を行い条例で定めた料金を適正に徴収するようにしていただきたい。 ②　平成25年度に開催された会議に伴う委員謝礼、費用弁償について、平成26年度予算で支出されていた。 会計年度独立の原則に従い、同一年度内に支払いを行うべきである。 適正な時期に支払いを行うようにし、年度末には当該年度分の支払い漏れがないよう支払状況等の確認を行うなど適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	①　指摘があった平成26年4月1日から実施すべきだった市営新八代駅東口駐車場料金の一部が変更に伴う料金徴収機器のプログラム変更が未実施だった件については、平成26年10月31日にプログラム変更実施の改善をしました。 今後は、条例に基づく料金等改定の際に、事前に掲示物などによる利用者への周知を行い、プログラム変更手数料の予算化と漏れの無い引き継ぎ等の報告・連絡を確実に行うように取り扱います。 ②　ご指摘のあった同一年度内の支払い漏れについては、適正な支払いがなされているか年度途中にも定期的な確認を行うとともに、年度末においても支払い漏れがないか再度、十分にチェックすることとし、適正な事務遂行に努めてまいります。

八市人政第８３０号
平成２８年３月３０日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　人権政策課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年１０月２２日　～　平成２７年１１月１３日

指摘事項	車検の随意契約事務において、３者から徴した見積金額が執行予定額を上回ったことについて、「再見積依頼を行っても当初見積金額の減額は望めない」と判断され、変更執行伺により最低見積金額に見合う分を増額した予算執行が行われていた。 見積金額が執行予定額を上回った場合、見積は２回まで徴することができるため、１回目で上記のような判断を行い、安易に執行予定額の変更を行うことは適当ではない。 「随意契約の手引き」等に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった車検の随意契約事務については、今後、「随意契約の手引き」等に基づき、適切に処理を行ないます。

八市環く第３５０号
平成28年3月28日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　環境課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年１０月２２日　～　平成２７年１１月１３日

指摘事項	毎月支払いを行うべきリース料について、４月から１１月分の請求書を受理していたが、毎月の支払処理を行っておらず、１２月にまとめて８ヶ月分の支払いが行われていた。 契約に基づく支払いに関しては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により遅延無くその処理を行い、債権者に支払わなければならない。 八代市会計規則に基づき、支払遅延がないよう速やかに支出命令を発するとともに、管理監督者においても業務が滞っていないか把握し、適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった支払処理について、八代市会計規則に基づき、請求書を受理後速やかに支出命令を発するよう適正な事務処理を行います。 また、管理監督者は、担当職員と密なコミュニケーションを図り、併せて定期的に予算書を確認し、支払漏れが無いかの把握に努めます。

八市国港第７０１号
平２８年３月３０日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　国際港湾振興課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年１１月１７日　～　平成２７年１２月２１日

指摘事項	事業負担金支出事務について、次のような不適切な取り扱いがあった。 ・ 負担金支出額が、市負担分と支出先団体が県から直接受領する補助金の合計額となっており、県補助金部分の経費について市による立て替えが行われていたもの ・ この立替金返還請求に関して、支出と返還金受入時期が同年度内であったにもかかわらず、雑入として歳入で受け入れてあったもの 地方自治法において、市が経費を支弁する義務を負うものは定められており、経費立て替えは認められるものではない。また、この返還金は同年度内の受け入れであることから、歳出に対する戻入として取り扱うべきものである。 今後は地方自治法、「会計事務の手引き」等に基づき、適正な事務取扱を行っていただきたい。
改善内容	指摘事項については、今後このようなことがないよう、地方自治法、「会計事務の手引き」等に基づき、適正な事務を行います。

八市文化振第４８０号
平成２８年３月２５日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　文化振興課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年１１月１７日　～　平成２７年１２月２１日

指摘事項	１　厚生会館等の自主文化事業入場券販売代金について、前売券販売日から公演当日までの多額な現金を会館等の金庫に長期間保管し、公演後、一括入金されていた。また、入場券販売の際、販売枚数・金額・残枚数など複数職員による確認が行われていなかった。 歳入金を収納したときは、八代市会計規則第１４条に基づき、収納した日の翌日（休業日を除く。）までに指定金融機関等に払い込まなければならない。 入場券販売代金については、複数職員による確認を行い、収納後速やかに払い込みを行うなど、八代市会計規則に基づき、適正な事務を行っていただきたい。 ２　千丁文化センターチラシ新聞折込の随意契約事務において、見積額が同額だったため、希望日に折り込みチラシの受取りができる業者を相手方として選定されていた。 受取希望日は、見積書徴取の条件として提示しておくべきであり、相手方の選定の理由とはならない。 また、地方自治法施行令第１６７条の９に基づき、「随意契約の手引き」において「同額で最低価格の者が２者以上の場合は、くじにより相手方を決定する」とされている。 「随意契約の手引き」等に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	１　指摘のあった厚生会館等の自主文化事業入場券販売代金の収納処理については、以下のとおり厚生会館複数職員による確認を行うなど、係内で取扱いの周知徹底を図りました。 （１）収納日ごとに販売枚数、残枚数、販売額などを確認できる入場料販売額日計表を作成し、収納金との照合を行い、担当及び館長の検印を押します。 （２）調定についても収納日ごとに行い、収納金は収納した日の翌日（休業日を除く。）までに指定金融機関等に払い込みます。 ２　今後は「随意契約の手引き」に従い、同額で最低価格の者が２者以上の場合は、くじにより相手方を決定します。

八市教施第８２６号
平成２８年３月２９日

八代市監査委員　様

八代市教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　教育施設課
監査対象年度　平成２６年度
監査実施期間　平成２８年１月６日　～　平成２８年２月２日

指摘事項	電柱移転補償費について、九州電力と締結した「道路の占用物件等の移転に要する費用負担の運用申合せ書」に基づき、移転費用の50％を市が負担していた。 これは、費用負担区分の移転形態が「民有地から市道敷」と判断されたものであるが、この電柱移転については、電柱立地部分が市有地となった旨の届出を前年度に行っていれば、移転形態が「市道敷から市道敷」と判断され、市に移転費用の負担は生じなかったと考えられる。 今後、このような事例が発生した場合には、適時適切な事務処理を行うよう事務に留意し、所属職員に周知指導を行っていただきたい。
改善内容	今後、土地の取得の際には、電力会社等に対して市有地となった旨の届け出を速やかに行います。 また、担当者間の事務引き継ぎや連携を密に行うようにするとともに、適時適切な事務処理を行うよう所属職員に周知指導を行います。

八 市 教 サ 第 ２８５ 号
平 成 ２ ８ 年 ３ 月 ２ ４ 日

八 代 市 監 査 委 員　様

八 代 市 教 育 委 員 会　教 育 長

定 期 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 状 況 報 告 書 の 提 出 に つ い て

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課　か　い　名　　教育サポートセンター
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２８年１月６日　～　平成２８年２月２日

指摘事項	平成 26 年 10 月に開催された八代地区科学発明展事業やその他多くの事業について、開催時期に請求書を受理していたにもかかわらず、事務の遅れで出納閉鎖日間際の 5 月末に支払いが行われていた。 契約に基づく支払いに関しては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、遅滞無くその処理を行い、債務者に支払わなければならない。 八代市会計規則に基づき、支払遅延はないように速やかに支出命令を発するとともに、管理監督者においても業務が滞っていないか把握し、適切に事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあったことについては、支払遅延防止策として、随時予算執行伺と支払状況の確認や課内でのチェック体制の強化を行うようにしました。今後は適正な事務処理に努めます。

八市教博第５５７号
平成２８年３月２３日

八代市監査委員　様

八　代　市　教　育　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課　か　い　名　　博物館
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２８年　１月　６日　～　平成２８年　２月　２日

指摘事項	翌年4月から9月の特別展示室等利用について、10月1日から申請を受け付け、その都度許可を行ってあったが、調定は、翌年4月1日に起票してあり、年度が誤っていた。 調定は、使用料が確定する許可日で行うべきものである。 地方自治法施行令に基づき適正な事務処理を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった調定については、許可日で行うよう改善しました。今後は、地方自治法施行令に基づき速やかに処理を取り扱います。